特記仕様書

１．工事概要

（1）　工事名　　：　伊勢二見鳥羽有料道路　料金収受システム更新工事

（2）　工事箇所　：　三重県伊勢市朝熊町、伊勢市二見町三津地内とする。

（3）　工事内容　：　本仕様書に記載する機器の製作、据付、配線及び試験調整工事については、別途機器仕様書によるものとする。

ただし、機器の仕様・　機能については事前に承認を得ること。

２．機器の仕様

（料金自動収受システム）

①「料金自動収受機」は、料金所アイランド上に設置され、利用者が乗車したまま通行料金の支払いが行えるように、硬貨及び紙幣、磁気バーコード回数券の投入口を 1 式とした操作部を上下 2 段もつものとする。「車種判別装置」から得られた情報に基づき、収受すべき金額を決定し表示部に表示し、正しく料金が支払われると「発進制御機」を開いて利用者の通過を促す機器であること。また、磁気バーコード回数券の運用が可能なものとし、監視カメラを内蔵して身体障害者の目視確認が可能な構造とする。

②「車種判別装置」は、料金所アイランド上に設置され、車両の車軸数、車輪間の距離、車高、車長等のデータを計測し、料金体系のどの区分の車両に該当するかを判別する装置とする。 また、ナンバープレート情報を付加し、5 車種（普通車、中型車、軽自動車、大型 車、特大車）判別が可能な装置であること。

③「発進制御装置」両開き用は、料金所アイランド出口部に設置され、料金自動収受機からの通行可能信号により阻止棒を上昇させ車両の通行を可能にし、料金自動収受機からの通過完了信号により阻止棒を下降させるものとする。また、万一車両が阻止棒に接触した場合も車両に傷がつかない緩衝機能を持つ構造を有すること。片開き用は、料金所監視室から遠隔操作で阻止棒の開閉をおこなう装置とする。

④「発進検知装置」は、料金所アイランド上に設置され、1 台毎に前後進の判別を行い、前進信号及び後進信号及び前進車軸信号を本 機器に接続される機器に送出されるものとする。このことにより一連の作業の完了を 認知し、次の車両に対する収受業務が可能にする装置であること。

⑤「ITV カメラ」は、料金自動収受機の料金収受状態の監視、障害者割引等のナンバープレート確認及び料金未払いによる強行突破車両の防止を行うためのものとし、本機

からの映像信号は、料金事務所内の監視盤モニターテレビにより映し出されるものとする。また、監視制御装置からの手動操作により、上下左右の旋回及びズーム機能を有するものとする。

⑥「監視盤」は、料金事務所内に設置され、料金自動収受機の稼働状態常時、車種変更処理区分等の設定、及び使用状況の監視を行えるものとする。監視モニターは 4 分割監視モニター及びタッチパネルモニターで構成され、4 分割モニターは最大 4 車線の稼働状態表示、タッチパネルモニターは 1 台につき 1 車線の稼働状態表示に加え、車線変更等の制御が可能なものとする。TV カメラや料金自動収受機内蔵カメラの映像をモニターし、利用者とのコミュニケーションの補助や、車線の状態監視等が可能なものとする。また、入力された映像情報を HDD ユニットへ保存できるものとする。

（有人収受システム）

⑦「ブース収受機」は、料金収受員により料金を徴収する有人料金収受機器で、ブース内の机上に設置され、当道路の車種区分（５車種）に応じて車種別処理と回数券などの非現金車処理が可能なもとし、「ブース処理機」に連動した「領収書発行機」の発行ボタンを押下することにより素早く領収書が発行され、車両が「車両台数計測機」を通過すると一連の処理が終わる機能を有するものとする。

⑧「領収書発行機」は、ブース内の机上に設置され、ブース収受機の制御により作動し、収受員の処理確定操作により、料金所名、車種、及び料金額等必要項目を印書して領収書を発行するものとする。

⑨「車両台数計測機」は、ブースの発進側に設置され、通過する車両を検出する車両検出信号と本機器に接続する装置からの車軸検出信号によって 1 台毎に前後進の判別を行い、前進信号、後進信号及び前進車軸信号を本機器に接続される機器に送出するものとする。

（事務所側機器）

⑩「集計処理装置」は、料金事務所に設置され、料金自動収受機及びブース収受機から送られる各種データを集計する他、交通量・勤務・収受金額等の各種データに記録が可能なものとし、公社の要求する帳票類の出力が可能なもととする。また、内蔵の磁気ディスクに月報、年報等のデータ保管を行い随時必要なデータの出力が出来るものとする。

３．検査

(1)機器の製作完了時に、受注者の検査要領及び基準に従い下記の検査を実施するものとする。

・員数検査

・外観検査

・機能検査

(2)　据付完了後、監督員立合いのもとに下記の検査を実施するものとする。

・員数検査

・外観検査

・機能検査

４．工期

工期は平成25年7月19日限りとする。

５．工事用電力

工事期間中の調整等に必要な電力は、提供するものとする。

６．引渡し及び検収

(1) 据付完了後、試運転により機器仕様及び性能が確認され、発注者による完了検査又は部分引渡し検査の合格をもって引渡しとする。

(2) 引渡し日をもって発注者へ所有権、保守管理権が正式に移転されるものとする。

(3) 引渡し日をもって検収日とする。

(4) 受注者の責めによらず引渡し日が大幅に延期した場合には、その対策及び費用につき、別途、監督員と検査するものとする。

７.保　証

料金収受システムは、検収日より１ヶ年を保証期間とする。ただし、受注者が受注条件として特に延長する場合は、この限りではない。

この期間内に発生したシステム又は装置に対し、設計、製作並びに据付上の原因により生じた故障、破損など原因が明らかに受注者の責に因ると考えられるものについては、すみやかに受注者の費用で修理、あるいは取替工事を行うものとする。

また、システムの保守部品については、機器の故障、システムの機能障害時等において、迅速な修理及び復旧ができるよう、料金徴収期間が終了する平成36年4月16日までは、必要な部品が供給できる体制を有すること。

８.提出図書

受注者が提出する書類は、次のとおりとする。

(1) 承認申請図書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２部

(2) 完成図書（取扱説明書、試験成績書を含む）・・・・・・・・・・・・２部

(3) 工事写真　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

９.不可抗力

天災、火災、交通の途絶、労働争議、その他受注者の統制し難い不可抗力事態が発生し、このシステム装置の納期その他変更が必要な場合には、その対策につき協議するものとする。

１０.仕様書の変更

機器の仕様、計画条件、設計条件等の大幅な変更及び追加が契約後に生じた場合は、別途協議するものとする。